

○大野市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和 5 年 3 月 2 7 日

条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、消防長、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 1 5 年政令第 5 0 7 号）において使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第 3 条 開示請求書には、法第 7 7 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限)

第 4 条 法第 8 2 条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から 1 4 日以内にすることをとする。ただし、法第 7 7 条第 3 項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 3 0 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 5 条 開示請求に係る保有個人情報著しく大量であるため、開示請求があった日から 4 4 日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足

りる。この場合において、実施機関は、前条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

(手数料の額)

第６条 法第８９条第２項の規定による手数料は、無料とする。ただし、法第８７条第１項の規定による文書又は図画の閲覧以外の方法により開示を受ける者は、実施機関が定める当該開示の実施に要する費用を負担しなければならない。

(訂正請求の手続)

第７条 訂正請求書には、法第９１条第１項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第８条 利用停止請求書には、法第９９条第１項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会への諮問)

第９条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会設置条例（平成２８年条例第３号。以下「審査会設置条例」という。）第１条に規定する大野市情報公開・個人情報保護・行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2) 法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前２号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(実施状況の公表)

第１０条 市長は、毎年１回、実施機関ごとのこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(委任)

第１１条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(大野市個人情報保護条例の廃止)

第 2 条 大野市個人情報保護条例（平成 1 5 年条例第 2 3 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

第 3 条 次に掲げる者に係る旧条例第 8 条又は第 9 条第 3 項の規定による職員等の義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第 2 条第 1 号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧条例第 2 条第 2 号に規定する個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者が受託した当該事務又は旧条例第 9 条に規定する指定管理者が指定を受けた当該公の施設の管理に係る事務に従事していた者

2 前条の規定による旧条例の廃止前に旧条例第 1 4 条、第 2 5 条又は第 3 0 条の規定による請求がされている場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお、従前の例による。